

◎新潟県告示第945号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成28年9月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称
十日町市
- 2 事業の種類
十日町市高山コミュニティセンター建設事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分
十日町市春日地内
- (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

十日町市高山コミュニティセンター建設事業（以下「本件事業」という。）は、十日町市民が地域コミュニティでの多種多様な活動を行うために必要な施設で十日町市が設置するものであり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について今年度予算措置しており、来年度も予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

十日町市高山地区では、市が進める「十日町市協働のまちづくり推進指針」に基づき、高山コミュニティセンターを拠点として、平成24年度から地域自治組織としての活動をスタートさせた。しかし、現在の高山コミュニティセンターは、1階部分に十日町市立高山保育園を併設しており、建物の2階部分だけがコミュニティセンターの活動スペースとなっているため、集会や会合をするのに手狭で使い勝手が悪く、活動に支障が生じている。また、この施設は市の指定避難所となっているが、コミュニティ機能が2階にあるため、非常時には、高齢者や障害者等の災害弱者にとって大変不便である。さらに、1階部分の保育園では、近年の園児数の増加に伴い保育室や駐車場不足が深刻な問題となっている。

市では、これらの不都合を解消するため、2階部分のコミュニティセンターを新たに建設して移転することとし、現在の建物は保育園として活用することとしたものである。

新たに建設される高山コミュニティセンターには、1階に高齢者集会室や防災倉庫を設け、2階には可動式間仕切りによる大中の会議室を設置する計画であり、本件事業の実施により、地域の自治活動の幅が広がり、地区防災の拠点としての機能が強化されることが期待される。さらには、現在の施設を保育園が利用することとなるため、保育園利用者にとっても保育室や駐車場が拡充され、得られる公共の利益は大きいものと考えられる。

本件事業による近隣住民等の周辺環境への影響については、起業地は北、東、南の三方に住宅があるため、施設をできるだけ西側に寄せて配置し日照を確保すること、窓は全て二重窓にして施設利用による騒音などの影響を最小限にとどめることとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に関しては、周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれておらず、自然環境の保全及び鳥獣の保護に関しては指定の区域に該当しない旨、それぞれ市が担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、「高山コミュニティセンター建設委員会」が、周辺環境や冬期の除雪のしやすさなどを考慮して3箇所の候補地を選定し、立地条件や事業実施後の発展性などを比較検討した。その結果、本件起業地は幹線道路に近く立地条件がよいこと、近くの春日公園と合わせて各種事業を展開

できるなど、地域コミュニティ活動の活性化が見込まれることから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在の施設は、1 階の保育園との共同利用のため、手狭で使い勝手が悪く、大規模な会議や講演会などの会場確保が難しいことから、市民からコミュニティセンター移築について要望が出ている。また、1 階の保育園においても、保育園利用者等から保育室及び駐車場の拡充を求める声が出ていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第 20 条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

十日町市役所